

## パブリックコメント手続結果

1. 意見を求めた事項：南相馬市弔慰に関する条例等（素案）
2. 意見等の募集期間：令和2年7月27日（月曜日）～8月14日（金曜日）
3. 意見提出者：14名
4. 意見総数：26件
5. パブリックコメントで寄せられた意見の概要と市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	災害支援のため他市県から応援に来ている職員にも該当するような配慮も検討していただきたい。	応援職員についても、災害対応に従事し亡くなった場合には対象となります。
2	市葬決定後、遺族より辞退の申し出があった場合には、どのように対処するか。	市葬を辞退した場合には弔慰金を支給することになります。
3	新型コロナ感染拡大の最中、税収の落ち込みも懸念されるところ尚更である。時期尚早と思う。	昨年の東日本台風により職員の尊い命を失ったことを契機に条例等を整えるものです。
4	弔慰の在り方については公務への尽力功績も様々であるので、慣例による市長や議長の裁量権で十分であり、後は市民個々の判断による弔慰で十分と考える。	市葬については、実施時期を想定することが困難であることから、あらかじめ予算化することも困難であり、条例化し制度を整えるものです。
5	細かい事になるが、警備に100,000円の予算を計上しているが、故首長の葬儀の場合は警備会社要員では、警備不能であり、警察による交通規制、整理が必要であるので、この予算は削除すべきである。	パブリックコメントの要旨に記載したものは葬儀に要する経費の例示であり、市葬を行う度必要な経費を精査します。
6	この条例の制定は、適用日から想像するに、昨年の台風19号時、市職員が亡くなったことに対する後付けの対応として、制定するものでしょうか。かつ、ある上部からの命令により今回むりに素案を提出したとしか思えなく、そのニュアンスが色濃くただよっている。特定者の為だけに条例を作るならやめた方が良い。 通常の商品のものであるなら、適用日は施行日と同じか、少し遅れた日となる。10ヶ月以上もさかのぼって適用されるのはおかしい。	ご意見のとおり、今後に向けた条例として制定し、遡及適用を削除します。

No.	ご意見の概要	市の考え方
7	<p>今までに、弔慰に関する制度が全くなかったことは信じがたい。今までは、弔慰事例が出た場合にはどの様な対応方法をとっていたのですか。少なくとも地方公務員法では規定されており、その活用によっても一応対応はできるものと思われる。今迄、不都合がおきずに来ていたのなら、今迄通りでいいのではないのでしょうか。また、パブコメによる意見を求めるなら、今迄の対応方法（金額を含む）と、新しい対応方法の比較をして、改定の主旨を付けるのが正当だと思う。その事もなくただパブコメをとるのは少しおかしい事ではないのでしょうか。制度概要を見てわかり、理解して納得して、はじめてコメントが書けるということになるのではないのでしょうか。</p>	<p>これまで、市葬に関する制度はなく、弔慰については、市長交際費により香典（5千円または1万円）等をお渡しすることしかできませんでした。</p> <p>市に功労があった方々のために、今回新たに弔慰に関する条例を制定し、市葬等が実施できるようにするものです。</p>
8	<p>市長・議長の現職だけが特別扱いされるのはなぜでしょうか。災害時、市長・議長は現場に行くことはない。それよりも現場の第一線で戦っている職員に対して手厚くした方が良いでしょう。</p>	<p>市長や議長は市に功労があった者として明記したものであって、それ以外の方でも、審査委員会で功労が認められる場合には対象とするものです。</p> <p>なお、弔慰金については、第1号の自治功労者は10万円、第2号の災害対応職員等は50万円としたところです。</p>
9	<p>8年以上市長・議長をした人が退職した後、10年を過ぎて死亡した場合には、市葬として取り扱うのですか。今回の規定で言うなら現市長の為の改定をするという様にとらえられる。なぜ特別扱いをしなければならないのでしょうか。また8年という2期分、もし対応を考えるなら3期分12年以上とすべきではないのでしょうか。</p>	<p>市表彰条例において、4年以上の市長・議長が該当となることから、それ以上の功労者という考えから8年以上としたところです。</p>
10	<p>「名誉市民とは、南相馬市名誉市民条例第1条に規定する者」となっているが、ではその規定とはどのようなものですか。一市民がわかるようにして出さなければパブコメとして良し悪しの判断ができない。</p> <p>※この様に不備、検討し直すことがある中での条例制定には危険があり、無理がある。再度検討し直して再度パブコメにかけた方が良いでしょう。</p>	<p>条例の条文上は一般的にこのように表記となりますので、ご理解願います。なお、南相馬市名誉市民条例は市ホームページで公表しており、第1条は下記のとおりです。</p> <p>第1条 この条例は、社会文化の興隆に尽くし、市民が郷土の誇りとして深く尊敬に値すると認める者を南相馬市名誉市民(以下「名誉市民」という。)に推戴し、その栄誉と功績をたたえ、もって市民の社会文化の振興に対する意識の高揚を図ることを目的とする。</p>

No.	ご意見の概要	市の考え方
11	<p>対象者の中で、「災害業務に従事する職員で当該業務が原因で死亡したもの」とある。まだ確定はされていないが、最近、市長自らの呼びかけにより災害発生時、要支援者及びリストには載っていないが体の不自由な方への避難の呼びかけを行政嘱託員、民生委員に「市だけでは声かけ出来ないので、各行政区でもって行ってほしい」との要請があった。この場合万が一に災害時に声かけ途中で被災された場合に行政嘱託員・民生委員に対してはどうなるのでしょうか。今回の制定概要には含まれていないように思われる。</p>	<p>行政嘱託員や民生委員もその業務内容によっては該当します。</p>
12	<p>10ヶ月以上もさかのぼって適用させる必要はない。「10ヶ月以上もさかのぼって適用させる」というのはある1人の人に対してのみに該当させる為だけにこの条例を作ったとしか思えない。市の誰かが事情の説明に行った時、条例にもない事を言ってしまった為にこの条例を制定するのであれば本末転倒ではないかと思われる。</p>	<p>ご意見のとおり、今後に向けた条例として制定し、遡及適用を削除します。</p>
13	<p>今回の条例の発案には、現在の「叙勲」と発想とした官尊民卑の流れがまだ続いている感が強い。報酬を受けて自治の仕事をしている者もあれば、ボランティアで、自治、教育、福祉さらに単純に分類できないさまざまな分野において、地域のため人々の幸せのお手伝いのために幾十年も活躍されてこられた方々がいる。薄給にもかかわらず、社会に必要とされる職場で一生をささげる方もいっぱいおられる。人への感謝を何の尺度をもって測るのか。人々それぞれの地域への貢献を職業・職種をもって、人柄も合わせて順位を決めるだけのものを選考する方々は、神、仏のごとく出来るのか。世間から後指さされながらも退職時の地位と勤続期間から「賞」を受けた人々をいっぱい目にして来た市井の一般人には、なんとも理解しがたいものがある。</p>	<p>市民等についても、災害業務に従事しなくなった場合や市民の安全確保に当たって亡くなった場合など市への功労が認められる場合は該当します。</p> <p>また、審査委員会については、様々な意見をいただくため、市民に参画していただくことを想定しています。</p>

No.	ご意見の概要	市の考え方
14	<p>市長経験 8 年以上。現職の市長・議長。名誉市民。公務災害等で亡くなった方…云々とありますが、そもそも市長や議長は選良。当選し仕事をするのは当たり前。名誉市民に至っては、一般市民は名前も功績も知らない。公務災害なら職員だけでなく、警察・消防・ボランティア等の業務に携わった市民も、広く対象にすべきではないでしょうか。</p>	<p>市民等についても、No13 のとおり、市への功労が認められる場合は該当します。</p> <p>なお、殉職した警察・消防職員については、それぞれ独自に公葬を行なっております。</p>
15	<p>今葬儀のあり方が変わりつつある中で、市葬を希望するご遺族がいらっしゃるか。辞退の際は、弔慰金の支払いとなるのですが、それも辞退された場合、前例となり雪崩式に連鎖することのないよう、ひと工夫が必要だと思います。</p>	<p>該当者のご遺族には、その都度制度の趣旨を丁寧にご説明いたします。</p>
16	<p>人の命には『定価』はありませんし『差』をつけることはあってはならないと思います。〇〇さんは〇万円。他方は〇万円の噂はたちまち広がります。一定の基準を決めておく必要があると思います。</p>	<p>ご意見のとおり、第 1 号の自治功労者は 10 万円、第 2 号の災害対応職員等は 50 万円、第 3 号その他については 10 万円または 50 万円を支給するよう修正いたします。</p>
17	<p>昨年の台風でお亡くなりになった職員のご冥福を祈るばかりです。しかし、1 年も経った時期に、新たに制定する条例をそこに遡ることには、強い違和感を覚えます。東日本大震災の時に殉職した職員もいらしたからです。条例は、あることをきっかけに未来に向けた備えとするのが筋であって、(そうではないのですが)特定個人のために制定するものではありません。強い責任感・使命感で職務を遂行し、不幸にも尊い命を失ったならば、本条例の制定前であるなら尚更、別枠で弔意を示すべきだと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、今後に向けた条例として制定し、遡及適用を削除します。</p> <p>昨年の東日本台風で亡くなった職員に対しては、別に弔慰を表したいと考えます。</p>

No.	ご意見の概要	市の考え方
18	<p>○条例第2条第1項第2号及び3号 災害業務であれば、職員だけではなく、消防団等災害従事者も対象にしてほしい。想定されるものを極力第2号等で明記し、どうしても明記しきれない案件について第3号を適用させ、第3号の適用事案は最小限にとどめるべきだと思う。そうしないと、市長等の権限で対象事案の乱発が懸念される。</p> <p>例えば、 (2) 市防災計画、及び市との協定・契約等に基づき災害業務に従事し、当該業務が原因で死亡した者</p>	<p>ご意見のとおり、消防団員等が対象であることがわかるよう「職員等」と修正いたします。</p>
19	<p>○附則 「令和元年10月13日から適用」となっているが、議決後の日付にすべきであろうと思う。もし、どうしても救済したい案件があるのなら、理由を付して別に対応した方がいいのではないかと思う。</p>	<p>今後に向けた条例として制定し、遡及適用を削除します。 昨年の東日本台風で亡くなった職員に対しては、別に弔慰を表したいと考えます。</p>
20	<p>条例（素案）第2条第1項中、「8年以上市長又は議長の職にあった者」の規定については、「8年以上」と年数を条例では規定せずに、規則で定める「南相馬市葬等審査委員会」で年数も含めて、市に対する功労については審査してもらうべきではないか考える。</p> <p>このことから、以下のとおり条文を修正していただきたい。 「ウ 市長又は議長の職にあった者で、その功績が特に顕著であると認められるもの」</p>	<p>市表彰条例において、4年以上の市長・議長が該当となることから、それ以上の功労者という考えから8年以上としたところです。</p>
21	<p>対象者について ○現職の市長、議長とすべき。 退任すれば一般市民であり、市葬はおかしいと思う。 ○市長が特に認める者 顕著な功績がどのようなことなのか、を協議会等で十分に審議すべきと判断します。</p>	<p>退任した市長・議長においても、その職にあった期間の功労に対し、感謝と追悼の意を表す考えです。 また、審査委員会については、様々な意見をいただくため、市民に参画していただくことを想定しています。</p>

No.	ご意見の概要	市の考え方
22	<p>なぜ市から弔慰金として支給されなければならないのか。大震災での事業費と、市葬等審査会の設置により、市に功績を認めた個人に、弔慰金を支払うのは別のものと思われます。今時、個人にどんな功績があろうと、弔慰金を市が負担するものではないと思います。個人はあくまで個人であります。私達市民も市から弔慰金をいただくというより、ご遺志金として公的機関に入れており、逆のことになってしまいます。いただくのではなく、市に対してありがとうと役に立ててほしいと申し出るのが本当の功績だと思います。市はおくやみで充分。辞退した方にもいかがなものか。</p>	<p>条例第1条にあるとおり、故人の市への貢献に対する感謝及び追悼の意を遺族及び市民に表す必要があると考えるため、条例を制定するものです。</p>
23	<p>自治体は、多くの職員（一般職、警察官、消防隊、福祉医療関係者等）から構成されています。また、公務員として従事することの意義を理解し、報酬を受けています。</p> <p>南相馬市弔慰に関する条例の制定概要 2 要旨：本市の自治に功労のあった者が死亡したとき・・・とあり、3 対象者（1）イ及びウがなぜ特別に掲載されるのかが不明です。</p> <p>現在、市民が減少し高齢化が進む中、限られた財政に余裕があるとは考えにくく、また昨今の異常気象による大規模災害の頻発による財政的な備えは必須です。国の補助金ばかりをあてにはできません。</p> <p>以上のことを鑑み、今回の制度の対象者イ及びウについては、同意できず対象外と考えます。</p>	<p>市長・議長は本市を代表する職であることから明記したのですが、功績を踏まえ、審査会で判断することになります。</p> <p>なお、市葬等については、頻度が多いとは想定しておりません。</p>
24	<p>弔意に関する条例等の制定に賛成です。しかしながら、当日、災害対応で亡くなられた職員の上司はどんな指示をしたのかと思うと残念です。</p>	<p>(特に意見はありません)</p>
25	<p>今日まで、南相馬市において弔意に関する条例は必要だという声はなかったのですか。</p>	<p>これまで必要性の議論はありませんでしたが、昨年の東日本台風により職員の尊い命を失ったことを契機に条例等を整えるものです。</p>

No.	ご意見の概要	市の考え方
26	附則で公布の日から施行し、令和元年10月13日から適用としているが、昨年度水害で亡くなられた職員の方に適用するのですか。	今後に向けた条例として制定し、遡及適用を削除します。

□ご意見の分類

ご意見の内容	件数
<b>条例の必要性に関すること</b> (賛成) (時期尚早) (必要性を感じない) (これまで条例が必要だという声はなかったのか)	<b>6件</b> (1件) (1件) (3件) (1件)
<b>対象者に関すること</b> (現職市長・議長だけ特別扱いなのではないか) (「8年以上」を削除し、年数を含め審査すべき) (現職の市長・議長のみでよい) (現職市長・議長、8年以上の市長・議長とも対象外とすべき) (応援職員も対象にすべき) (行政嘱託員・民生委員も対象にすべき) (公務員優遇では。市民も対象にすべき) (消防団も対象にすべき)	<b>10件</b> (2件) (1件) (1件) (1件) (1件) (1件) (2件) (1件)
<b>遡及適用に関すること</b> (遡って適用するのはおかしい) (東日本台風で亡くなった職員は別に対応すべき) (東日本台風で亡くなった職員に適用するのか)	<b>5件</b> (2件) (2件) (1件)
<b>弔慰金の額に関すること</b> (基準を決めるべき)	<b>1件</b> (1件)
<b>その他</b> (市葬を辞退した場合どうなるのか) (警備費用は不要) (名誉市民条例がわからない) (市葬・弔慰金の辞退が連鎖するのではないか)	<b>4件</b> (1件) (1件) (1件) (1件)
<b>計</b>	<b>26件</b>